

令和8年度指導者養成事業（講習会開催助成・研修派遣助成） 実施要項

1 事業目的

本市スポーツの活性化と競技水準の向上のため、多様なニーズ・役割に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者の養成と指導力の向上を目的とする。

2 事業概要

加盟競技団体が実施する指導者の養成・育成事業に対し、その必要経費の一部を総予算内で助成する。

3 事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

4 事業内容

助成対象となる事業は、以下の2つの区分に分けられます。

事業区分	内容
(1) 講習会開催助成事業	各団体が県外講師等を招聘し開催する指導者講習会、審判講習会等に対し、開催経費の一部を助成する。 ※1件の開催につき、 <u>5万円を限度</u> として予算の範囲内で助成。
(2) 研修派遣助成事業	中央競技団体等が主催する講習会や研修会に、所属指導者の参加派遣にかかる経費の一部を助成する。（日本スポーツ協会公認資格取得講習会等も対象） ※1回の派遣につき、最大5万円（予算範囲内）を助成。

※「講習会開催助成」または「研修派遣助成」どちらか1件のみの申請となります。

5 助成対象経費

謝金（指導者謝金、講師謝金、運営役員謝金等）、旅費（交通費、宿泊費）、消耗品費（比較的短期に消耗させるもの、テキスト代等も可）、印刷製本費（資料作成費用等）、会場費（バス借り上げ料等）、保険料（指導者スポーツ傷害保険料）、通信運搬費（要項、郵送代等）、講習会受講料、参加料等

6 申請方法

別紙計画書（様式5）を記入し、**開催1ヶ月前までに**長岡市スポーツ協会へ提出すること。

※日時や会場等が「未定」または「未記入」の場合、受付対象外となります。

7 報告と助成金の支払について

- (1) 別紙報告書に必要事項を記入のうえ、事業実施終了後2週間以内に事務局に提出すること。
- (2) 報告書の内容を審査のうえ、助成額を確定し、助成金を支払う。（当協会登録口座へ振込）
- (3) 報告書には①開催要項、②当日資料、③参加者名簿、④助成金充当項目の領収書コピー、⑤写真を添付すること。

【提出先・問い合わせ先】

（公財）長岡市スポーツ協会 担当：加藤・鹿目

TEL 34-2130 FAX 34-2170

メールアドレス n-kyogikojo@n-spokyo.or.jp